

オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金実施要領

オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「補助金等交付規則」、「オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱」に定めるもののほか、「オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業費補助金実施要領」（以下「本要領」という。）の定めるところにより、令和8年度予算成立後に、予算の範囲内で実施するものとする。

1 補助事業の概要

オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務（以下「本業務」という。）を実施する事業者に対し、設備導入に要する経費の一部を補助するもの。

2 補助対象設備の条件

補助対象設備はそれぞれ以下に定める全ての条件を満たす必要がある。

設備	内容
(ア)太陽光発電設備(その他地域共生の促進に資する経費を含む)	<ol style="list-style-type: none">本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の(1)～(12)をすべて遵守していることを確認すること。<ol style="list-style-type: none">地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。

	<p>(5) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>(6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(10) 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(11) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(12) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>5 PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>6 その他地域共生の促進に資する経費とは、次の（1）及び（2）を満たすものであること。</p> <p>(1) 住民説明会等の場で周辺住民等に対して、十分に意見を徴収した上で検討を行ったものであること。</p> <p>(2) 県が別に定めていない経費については、県と協議すること。</p>
(イ) 留意事項	<p>(1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。</p> <p>(2) 各種法令等に遵守した設備であること。</p>

	<p>(3) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <p>(4) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。</p> <p>(5) 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。</p>
--	---

3 補助対象経費

補助金の対象となる経費の具体的な内容は以下に定めるとおりとし、本事業において県と補助事業者の間で締結する協定に係るものに限る。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。

		<p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

4 補助対象期間

補助対象期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日から令和9年2月26日までとする。

※ 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降とする。

ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第7号による交付決定前着手届を提出すること。また、交付決定前着手届を提出した場合であっても、交付決定がなされないことや、交付決定を

受けた補助額が交付申請額に達しないことがあることに留意すること。

5 申請受付期間

本業務の事業予定者を県で決定した日以降に申請を受け付けるものとする。

6 申請方法

原則、電子メールにより提出すること。

なお、データ容量の関係で送付が困難な場合、持参または郵送による提出を認めるが、郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送すること（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入すること。郵送料金は申請者負担とする）。

7 交付決定時期

令和8年4月下旬予定

8 実績報告

補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又は令和9年3月3日(水)までのいずれか早い日まで

9 補助金の交付

実績報告の確認を行い、補助金の額の確定後に補助金を交付する。

10 注意事項

(1) 原則として、全ての経費について契約の相手方から債務の履行を受ける前に当該経費の支払いをする前金払いは行わないよう留意すること。ただし、審査機関の都合等による前金払いは認める。

(2) 見積書は、原則、複数の業者から相見積もりを取る必要がある。最低価格を提示した業者を選ばなかった場合や1者からしか見積りを取ることが出来なかつた場合には、「選定理由書（任意様式）」に、その業者を選定した理由を記載し、提出すること。

(3) 補助対象経費を集計して、補助金額を計算する際には、次の点に留意すること。

ア 代金請求の際に「値引」されている場合は、値引後の金額が補助対象経費となる。補助対象経費と対象外経費が混在した代金の請求で値引きされている場合は、金額の割合に応じて、値引額を補助対象経費から控除すること。

なお、値引額は収支予算（決算）書備考欄に記載し、どの項目に対する値引きかを明示し、項目ごとに値引き後の金額が分かるようにすること。

イ 商慣習により、振込手数料分を請求金額から控除して代金を支払う場合がある（振込手数料相手方負担）。振込手数料分を相手方が負担している場合は、補助対象経費からその分を控除すること。

(4) 自社製品等の調達について

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を

含む。)がある場合、補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱う。

ア 利益相当分対象となる調達先

補助事業者が以下の(ア)～(ウ)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む)は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

(ア) 補助事業者自身

(イ) 100%同一の資本に属するグループ企業

(ウ) 補助事業者の関係会社((イ)を除く)

イ 補助対象経費の取扱い

(ア) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

(イ) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする)をもって取引価格から利益相当額を除く。

(ウ) 補助事業者の関係会社((イ)を除く)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする)をもって取引価格から利益相当額を除く。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料(根拠資料含む)を別途用意し、提出すること。

11 問い合わせ・書類提出先

宮城県環境生活部環境政策課 環境計画推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2663